労働政策審議会雇用環境・均等分科会同一労働同一賃金部会運営規程

- 営規程及び雇用環境・均等分科会(以下「分科会」という。)運営規程に定めるもの 会令 の議事運営は、 この規程の定めるところによる。 (平成十二年政令第二百八十四号。 労働政策審議会雇用環境・均等分科会同一労働同一賃金部会(以下「部会」という。) 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)第九条、労働政策審議 以下 「審議会令」という。)、 労働政策審議会運 のほ
- するもの、 部会に属すべき委員及び臨時委員(以下「委員等」という。)のうち、 使用者を代表するもの及び公益を代表するものは、各六人とする。 労働者を代表
- 招集する。 が必要があると認めるとき又は委員等の三分の一以上から請求があったときに部会長が 部会の会議 (以下単に「会議」という。) は、 分科会長の請求があったとき、 部会長
- 第四条 時を明らかにしなければならない。 分科会長又は委員等は、部会長に会議の招集を請求するときは、 付議事項及び日
- 第五条 らない。 くとも七日前までに付議事項、日時及び場所を委員等及び分科会長に通知しなければな五条(部会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少な
- 第六条 については、 代理者は、審議会令第九条第三項におい 委員等は、部会長の許可を受けて、 欠席したものとして取り扱う。 て準用する同条第一項及び第二項の規定の適用 代理者を出席させることができる。
- 第七条 部会の庶務は、 厚生労働省雇用環境· 均等局有期· 短時間労働課におい て処理す
- この規程の 改廃は、 部会の議決に基づいて行う。

則

の規程は、 平成二十九年四月二十八日 から施行する。

の規程は、 平成二十九年七月十一 日から施行する。